

離婚の際に称していた氏を称する届の記入例
(戸籍法77条の2の届)

(離婚届と同時に届け出る場合)

受理 平成 年 月 日		第 号		発送 平成 年 月 日		第 号		長印	
送付 平成 年 月 日		第 号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住	民	票	通	知

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

平成 年 月 日届出

兵庫県加西市 長殿

届出する年月日を記入してください。

現在の氏名を書きます。

現在の本籍・筆頭者氏名を書きます。

離婚後の本籍をどこに定めるかを書きます。

現在の本人の氏名を書きます。

本届書中
字加入
字削除

加西
捨印

現在の本人の氏名を書きます。

協議離婚のときは届出日
裁判離婚のときは
・審判または判決の確定日
・調停または和解の成立日
・請求の認諾の日

(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	かさい 氏	はなこ 名	昭和58年7月29日生
住所	兵庫県加西市北条町横尾1000 (番地) の1 番 号		
(よみかた) 世帯主 の氏名	かさい いちろう	加西 一郎	
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000 (番地) 番		
筆頭者 の氏名	加西 太郎		
変更前(現在称している氏)	加西	変更後(離婚の際称していた氏)	かさい 加西
離婚年月日	平成29年4月1日		
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	兵庫県加西市北条町栗田66 (番地) 番		
筆頭者 の氏名	加西 花子		
その他	現在の本人の氏名を書きます。		
届出人 署名押印 (変更前の氏名)	加西 花子 (加西) 印		

提出期間は、離婚の日から3カ月以内に限られます。

また、家庭裁判所の許可も必要としません。

(3カ月を過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です。)

※ただし、戸籍法77条の2の届出をされた方が元の氏に戻る場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

連絡先	電話 090 (1111) 1111
	自宅・勤務先 [] (携帯)

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

離婚届の記入例（協議離婚で戸籍法77条の2の届を同時に提出する場合）

届出する年月日を記入してください。

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫婦のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。なお、この届出では、子の戸籍は移動しません。子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

本届書中字加入
字削除

夫妻の捨印

受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
第 号		第 号	
送付 平成 年 月 日		長印	
第 号		第 号	
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票附 票住民票通知			
加西市 長 殿			
氏名	夫 加西 太郎	妻 加西 花子	
生年月日	昭和 56 年 2 月 10 日	昭和 58 年 7 月 29 日	
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 号	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 号	
世帯主の氏名	加西 一郎	加西 一郎	
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000 番地		
筆頭者の氏名	加西 太郎		
父母の氏名	夫の父 加西 一郎	妻の父 兵庫 二郎	
父母との続き柄	長 男	二 女	
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 加西 桜子	妻が親権を行う子	
同居の期間	平成 24 年 4 月 から 平成 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)		
別居する前の住所	番地 号		
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4 3にあってはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6 仕事をしている者のいない世帯		
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人	夫 加西 太郎	妻 加西 花子	
署名押印	加西 太郎 印	加西 花子 印	
事件簿番号	住所を定めた年月日		
	夫 年 月 日	妻 年 月 日	
	連絡先 電話 0790 (42) 1234		
	自宅・勤務先 [] 携帯		

協議離婚のときは、証人として、当事者以外の2人の署名・押印（スタンプ印不可）が必要です。証人は離婚の事実を知っている20歳以上の方に依頼してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	加西 一郎 加西 印
生年月日	昭和 19 年 1 月 17 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 号
本籍	兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地 1 号
署名押印	兵庫 夏子 兵庫 印
生年月日	昭和 22 年 4 月 21 日
住所	兵庫県加西市北条町栗田 66 番地 1 号
本籍	兵庫県加西市北条町栗田 66 番地 1 号

○ 引き続き今までの氏を使う場合
・別紙「戸籍法77条の2」の届を離婚届と同時に提出する場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の記載は不要です。

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。(養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

お持ちいただくもの

- ① 離婚届書(1通)
- ② 婚姻の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)
- ③ 戸籍謄本
※加西市に届出される場合
本籍が加西市の方は、不要です。
- ④ 認印(届出人である夫および妻)
※スタンプ印は不可
- ⑤ 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等
※本人確認のため

※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です(市外から転入される場合は、転出証明書が必要です。)

届出人夫婦または証人が使用する印鑑は、同姓の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。